

「豊川総合用水事業完成によって東三河地域の水需給の状況が全く変わること」が考慮されずに、設楽ダム計画を含む河川整備計画が策定されたことが間違い。

(名古屋地裁判決に対する 市野メモ)

・「中部地方整備局長は、平成13年11月25日豊川水系河川整備計画を策定し、これを公表した。」(名古屋地裁判決 p42 策定経過部分)

この時点で、河川整備計画に設楽ダム建設計画が位置付けられた(盛り込まれた)が、この時期は平成14年3月31日の豊川総合用水事業(以後「豊総」と略記する)完成直前であって、豊総完成によって水需給の状況が全く変わることを考慮せずに、特定多目的ダムとしての設楽ダム建設計画を河川整備計画に位置付けた手続き上に重大な瑕疵があることに判決は触れず、見逃している。

設楽ダムは特定多目的ダム法に基づく特定多目的ダムで、内容的には、水道水源を開発することが法律上の主要な目的となっているダムであるから、水需給にかかわる状況の大きな変化が目前に予定されているにもかかわらず、それを考慮することなく、ダム計画を、河川整備計画に盛り込んだことは、重大な手落ちである。

<証拠:豊川の明日を考える流域委員会の議事録、河川整備計画(H13)、豊川総合用水事業誌>

新規かんがい用水の開発根拠の問題・・・総合用水事業の完成を無視したことから生じている。

農業用水の新規水源開発の根拠として、国土審豊川部会の資料に示されている計算式中の「既開発水量」に設楽ダム計画基準年(s43年)における開発水量(需要量)が用いられているが、この開発水量は、s43年を基準として、農業用水を開発する場合に、どれほどの水を取水すればよいかを表す数値であり、すでにs22年基準で設計・完成している(豊川用水+豊川総合用水)の供給可能量を示すものではない。豊川総合用水事業が完成した時点で、新規の農業用水開発が必要か否かを検討するには、この式の「既開発水量」は、(豊川用水+豊川総合用水)の供給可能量でなければならない。

新規にs43年を基準年として新たな農業用水を開発する場合:

$(消費水量 - 有効雨量) / (1 - 損失率) - 地区内利用可能水量$

= 粗用水量 - 地区内利用可能量

= 開発水量 = 外部取入用水需要量 = 166,683千m³

この開発水量が施設設計の目標となる。

豊川総合用水事業完成後の新規開発必要量を求める場合:

開発水量(外部取入用水需要量)と既開発水量(現況水源から供給可能な水量)とを比較して既開発水量が開発水量に比べて足りなければ、不足分だけ、新規の水源が

必要であるということになる。

$$\begin{aligned} \text{開発水量} - \text{既開発水量} &= (\text{粗用水量} - \text{地区内利用可能量}) - \text{既開発水量} \\ &= (199,189 \text{千m}^3 - 21,784 \text{千m}^3) - 197,100 \text{千m}^3 \\ &= -19,695 \text{千m}^3 \end{aligned}$$

つまり、開発水量(需要量)に比べて既開発水量が上回っているため、新規開発の必要性はない。

粗用水量 : 199,189千 m^3

地区内利用可能水量 : 21,781千 m^3 千 m^3 千 m^3

既開発水量 : 197,100千 m^3

不足水量 = 新規需要水量 = - (+) = -19,695千 m^3 、マイナスの不足が約20,000千 m^3 、すなわち水量に不足はなく余剰である。

なお、s43年基準年の開発水量 = 166,683千 m^3 を用いることは、s43年を基準年として設計開発された「架空の用水」の既開発水量を用いることとなり、求められた値は意味のないもので、これを根拠としたフルプランのかんがい用水の新規開発水量、10,725千 m^3 、毎秒平均に換算した0.34 m^3/s は、架空の値であり、この計算は誤りである。

(注)

消費水量 - 有効雨量 = 純用水量

純用水量 / (1 - 損失率) = 粗用水量 = 外部取入用水需要量

粗用水量 - 現況利用可能水量 = 不足水量

現況利用可能水量 = 地区内利用可能水量 + 既開発水量

不足水量 = 新規需要水量 = 新規水源依存水量

なぜ、このような誤った計算をしてまで、必要もない新たな農業用水の開発を進めるのだろうか？ 総合用水事業が完成する直前に、大急ぎで河川整備計画に設楽ダム建設計画を盛り込んだ中部地方整備局の何が何でも設楽ダム建設を進めるという姿勢がもたらしたというほかはない。すなわち、設楽ダム計画は、豊川総合用水事業の完成を無視して計画されたのである。

このことは、1,170億円を投入して国(農水省)と愛知県が苦勞して完成させた豊川総合用水施設の持つ、優れた用水供給能力を、ほぼ全否定することにつながる。農水省・

水機構の事業再評価でこのようなことが認められているのであろうか？

設楽ダムが目標に掲げる既得用水の利水安全度(実績1/4から1/10に引き上げる)についても、総合用水事業の完成によってすでに目標達成済みであることを無視している。

なお、水資源開発基本計画(フルプラン)の全部見直しは、平成18年2月に行われたが、国土審水資源分科会豊川部会の審議内容には、総合用水完成後の状況変化のデータはほとんど反映されておらず、総合用水事業によって実際にはすでに達成済みと考えられる1/10利水安全度について、実績が1/4であるとして、利水安全度の向上(「流水の正常な機能の維持」に含まれる)が、設楽ダムの建設目的とされてきたことから見ても、豊川総合用水事業の完成による状況変化について、十分に考慮することなく設楽ダム建設計画がフルプランに盛り込まれた点でも、手続き上、また、実質的にも重大な瑕疵がある。

以上のような誤りの上に作られた設楽ダム基本計画は重大な欠陥がある政策であり、これに基づいて行われる設楽ダム建設事業についての、国から愛知県に対して出される支払い請求に、愛知県が応じて公費を支出することは、地方自治法ならびに地方財政法上、看過できない重大な違法がある。